

# 広告掲出までの流れ

別添②

1月下旬  
↓  
2月下旬

## 申込み

- ・ 申込受付期間内に以下の書類を添えてお申し込みください。  
受付申込期間 令和8年1月26日(月)～令和8年2月20日(金)まで  
申込書類 ①広告事業申込書 ②誓約書
- ・ 広告事業申込書の「希望する広告掲出料」欄に最低広告掲出料以上の金額を提示してください。

1月下旬  
↓  
2月下旬

## 審査

- ・ 申込書類に基づいて、大分市税納付状況及び暴力団排除条例関係の審査を行います。

3月上旬

## 広告主の選定

- ・ 各階ごとに提示した広告掲出料が最も大きい申請者及び2番目に大きい申請者を選定します。

3月上旬

## 残りの書類の提出

- ・ ③行政財産使用許可申請書

## 広告デザインの作製

3月上旬  
↓  
3月下旬

## 広告デザイン提出・審査

- ・ 掲出開始の約3週間前までに広告原稿データを提出してください。
- ・ 広告デザインは「大分市広告料収入事業広告掲載基準」に基づき審査します。審査の結果、広告内容の修正を依頼することがあります。

3月下旬

## 契約締結

- ・ 広告主は、大分市と広告事業に係る契約を締結します。
- ・ 契約書を郵送します。

3月下旬

## 広告掲出

- ・ 広告掲出開始日の前日(土日祝日は除く)までに、広告主様にて広告の設置を行ってください。日時は市と協議の上決定します。
- ・ 掲出期間途中に広告デザインの変更が可能です。その際にも、デザインの審査を行います。

4月

## 広告掲出料の支払い

- ・ 納付書を郵送します。お支払いは、納付書に記載の納期限までに指定の金融機関でお支払いください。